

令和3年12月3日

土木部交通対策課

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

放置禁止区域外の公共の場所において放置自転車を撤去するにあたり、当該撤去までに必要としている警告期間を短縮することで、従前より速やかに通行の障害を除去するため。また、区民からの要望が増えていることを踏まえ、区立自転車駐車場の一部において、自動二輪車の駐車受入れを拡充するため。

2 改正概要

- (1) 放置禁止区域外の公共の場所における放置自転車の撤去に必要な警告期間を3日から1日に短縮する。
- (2) 江東区立潮見駅自転車駐車場において利用できる自動二輪車の種別について、総排気量が50cc超125cc以下のものを加える。また、江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場において利用できる自動二輪車の種別について、総排気量が125cc超のものを加える。
- (3) その他、一部文言の整理を行う。

3 施行期日（予定）

公布日とする。ただし、上記2(1)及び(2)に係る改正規定については、令和4年4月1日とする。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(放置禁止区域外の放置自転車を撤去するための相当の期間)</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する相当の期間は、<u>3</u>日とする。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(撤去等に要した費用の免除)</p> <p>第11条 条例第15条の2ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 撤去された自転車が<u>盗難された</u>ものであり、撤去の前日までに警察署に当該自転車の被害届が提出されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p> <p>(利用料利用料金の還付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により定期利用料の定期利用料金の還付を受けようとする者は、<u>区立自転車定期利用料金還付申請書</u>(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>第20条～第31条 (略)</p> <p>(自転車駐車場の設置完了届)</p> <p>第32条 条例第30条から第<u>33</u>条までの規定による自転車駐車場の設置者は、当該設置を完了したときは、速やかに自転車駐車場設置完了届(別記第8号様式)により区長に届け出なければならない。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(放置禁止区域外の放置自転車を撤去するための相当の期間)</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する相当の期間は、<u>1</u>日とする。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(撤去等に要した費用の免除)</p> <p>第11条 条例第15条の2ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 撤去した自転車が<u>盗難により放置された</u>ものであり、撤去の前日までに警察署に当該自転車の被害届が提出されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p> <p>(利用料利用料金の還付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により定期利用料の定期利用料金の還付を受けようとする者は、<u>区立自転車駐車場定期利用料金還付申請書</u>(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>第20条～第31条 (略)</p> <p>(自転車駐車場の設置完了届)</p> <p>第32条 条例第30条から第<u>32</u>条までの規定による自転車駐車場の設置者は、当該設置を完了したときは、速やかに自転車駐車場設置完了届(別記第8号様式)により区長に届け出なければならない。</p>

第33条～第36条 (略)

別表 (第12条関係)

名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別
(略)		
江東区立潮見駅 自転車駐車場	午前零時 から午後	自転車 原動機付自転車
	12時まで で	
(略)		
江東区立亀戸駅 北口第三自転車 駐車場	午前零時 から午後 12時まで で	自転車 原動機付自転車 自動二輪車(総排 気量が125c 以下のものに 限る。)
(略)		

別記第1号様式～別記第7号様式 (略)

別記第8号様式 (第32条関係)

(略)

(略)		
建	確認申請受付	年 月 日 第 号
築	確 認	年 月 日 第 号
物	検 査	年 月 日
(略)		

別記第9号様式・別記第10号様式 (略)

第33条～第36条 (略)

別表 (第12条関係)

名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別
(略)		
江東区立潮見駅 自転車駐車場	午前零時 から午後	自転車 原動機付自転車
	12時まで で	<u>自動二輪車(総排 気量が125c 以下のものに 限る。)</u>
(略)		
江東区立亀戸駅 北口第三自転車 駐車場	午前零時 から午後 12時まで で	自転車 原動機付自転車 自動二輪車
(略)		

別記第1号様式～別記第7号様式 (略)

別記第8号様式 (第32条関係)

(略)

(略)		
建	確 認	年 月 日 第 号
築		
物	検 査	年 月 日 第 号
(略)		

別記第9号様式・別記第10号様式 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表江東区立潮見駅自転車駐車場の項の改正規定及び同表江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第14条第1項の規定に基づき、撤去に関する警告札等を取り付ける自転車について適用し、施行日前に撤去に関する警告札等を取り付けた自転車については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則別記第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。